

裁判員経験者意見交換会議事録（平成28年7月1日開催分）

司会者：それでは、これから裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきたいと思えます。

まずは、裁判員経験者の皆様、本日はお忙しい中、この意見交換会に御出席いただきまして、どうもありがとうございます。私は大阪地方裁判所の第13刑事部で裁判長をやっております上岡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は司会進行役を務めさせていただきます。

裁判員制度が始まってから7年が経過し、これまでに多くの裁判員の方に参加いただいております。裁判員裁判を実際に経験された方はもう御存知かと思ひますが、裁判員裁判は、裁判員の方に裁判所に来ていただく前に、検察官と弁護士と裁判官でスケジュールなどをあらかじめ協議してござりまして、基本的には集中的に審理できるよう準備してござります。スケジュールを作るに当たっては、来ていただいた皆様に事件の内容を理解していただけるような審理ができるようにすることや、無理のないスケジュールになることを目指してござりますけれども、実際に目指したとおりに進んでいるかについてはいろんな感想があり得るところです。担当している者としては、事件が終わるたびに改善点がなかったかということをおもひ考へてござります。

本日は、選任手続や審理スケジュールについてという項目と審理の理解しやすさについてという項目を中心に意見交換会を行う予定です。本日は実際に裁判員裁判を経験した5名の方に来ていただいておりますので、皆様から御感想や御意見を伺って今後の裁判員裁判の運営の参考にさせていただきたいと思ひてござります。これが今後の裁判員裁判の参加しやすさというものを高めることにもつながるのではないかとと思ひますし、これから裁判員裁判に参加する方々の不安や負担の軽減につながるのではないかと考へてござりますので、何でも気付いたことをおっしゃっていただければありがたいと思ひます。

本日は検察庁，弁護士会，裁判所から1名ずつ参加しておりますので，一言ずつ自己紹介をお願いいたします。

飯田検察官：大阪地検の検事の飯田と申します。裁判員裁判については，大分長くやってきまして慣れてきたところではあるんですけども，まだまだやっぱり分かりにくいところがあるのかなと思っておりますし，逆に慣れゆえにちょっと分かりにくくなってしまったというものもあるかもしれないと思っております。本日は裁判員経験者の皆さんの忌憚のない御意見をお聞きしまして，今後の立証活動に役立てていきたいと思っておりますので，どうぞよろしく願いいたします。

川上弁護士：大阪弁護士会の刑事弁護委員会から今回参加させていただいております弁護士の川上と申します。私自身は裁判員裁判を6件ほど今まで経験をしております。今日の御意見も参考にさせていただいて，私と，ひいては会の活動に還元して役立てていきたいと思っておりますので，どうぞよろしく願いいたします。

飯島裁判官：大阪地方裁判所第14刑事部の裁判官の飯島と申します。私も裁判員裁判は制度が始まった当初から担当させていただいておりますけれども，自分の担当事件はよく分かるのですが，ほかの部については詳細に分からないところもありますので，今回皆様の御意見を伺って，今後の事件担当の参考にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

司会者：ありがとうございました。

それでは，早速，意見交換に移らせていただきます。まずは裁判員裁判の選任手続の関係での御感想を最初に伺おうと思っております。皆様については，まず最初に名簿に載りましたという通知が来まして，それから，人によっては比較的近い時期だったかもしれないし，人によっては忘れたころだったかもしれないけれども，この事件のために来てくださいという呼出状が来たことと思っております。その中には選ばれたらこの日とこの日がスケジュールですというものが

入っていて、それで裁判員の選任の日に来てもらおうと、こういう流れになっていたと思います。恐らくかなりの方が選ばれる日の前に予定を調整したりする努力をされたのではないかと考えておりますので、その辺りの御苦勞ですとか呼出状が来たときの感想ですとか、そういうことをまずはお伺いしたいと思います。質問としましては、呼出しを受けたときの感想と、呼出状に書かれてある裁判員に選ばれた場合に参加していただく日にちについて、予定を調整するのに困ったことがありましたかということになります。また、選ばれるかどうか分からない状態で予定を調整する御苦勞があれば、そちらも教えていただければと思います。

では、1番の方からお願いします。

裁判員経験者1：最初上司に話をしたところ、ああ、そういうのあったなみたいな反応だったので、あまり制度が認知されていないというところがありました。休みをとることにに関してはそれほど問題はありませんでした。選任手続のときには、こんなにたくさんの人数が来ているんだなというのにびっくりしました。その中から6名プラス2名の人数が選ばれるので、そんなに人数が呼ばれる必要があるのかなというのが一番大きかったんですけども、集められた人の中で都合がつかない方もいらっしゃるのであれば、その人数は必要なのかなというふうにも感じました。やっぱり会社の認知と申しますか、その部分が一番大きいかと思います。だから会社がもう少しそういうところに注視すれば、裁判員に選ばれた方も行きやすいのかなと感じました。

司会者：1番の方が参加された後、会社側の認知度は高まったということになりますか。

裁判員経験者1：そうですね。私が選ばれたということで広まったみたいな感じはあります。上司のほうでも、そういうのがあったなということを改めて認識していただいたみたいで、またそういうのがあればちゃんと調整はするとおっしゃっていたんで、また職場であれば調整ができるようになっていると思います。

司会者：ありがとうございます。では、同じ質問を続けていきたいと思っておりますので、2番の方、よろしくお願ひいたします。

裁判員経験者2：呼出しを受けたときの感想というのは、私は裁判員をやりたいと思っていたので、やったあとという感じでした。参加するに当たっての日にちの調整ということについては、何ら支障はなかったです。希望に満ちて受けさせていただきました。

司会者：どうもありがとうございます。では、3番の方、お願ひいたします。

裁判員経験者3：私が呼出しを受けたときの感想ですが、2番さんに近いものがありまして、自分が選ばれたんだということで、初めはこれから裁判に実際に行けるんだという気持ちが強かったです。ただ、倍率はすごく高いと思うので、本当に行けるかどうかというのは若干半信半疑でした。その中で職場の人たちに、こういった通知が来たんですという話をしたら、通知が来たことがある人を知っている人がいると。ただ、それでも選ばれなかったというふうにその方はおっしゃられていました。気持ち的には強く参加したいという意思はありましたので、選ばれてよかったと思っています。スケジュールの調整に関しては、やっぱり職場の理解というものが一番大きいと思います。仕事をしている方の場合は、その方しかできない仕事ということであれば、調整もなかなか難しいという個別の状況が出てくると思っていますので、そういう個別の状況で本人の意思とは関係なく出席できない方というのは、これはやむを得ないのかなと思います。私はたまたま空けることができたので、参加できてよかったなと思います。

司会者：どうもありがとうございます。そうすると、調整はうまくいったということでしょうか。

裁判員経験者3：はい。

司会者：ありがとうございます。では、次は4番の方、お願ひいたします。

裁判員経験者4：私の場合は、自営ですので、来ることについては家族の中で行っ

てくると言えば行けますので、あまりそういう不自由はありませんでした。ただ、最初、通知が来たときは、たくさんの中から選ばれるので恐らく選ばれないだろうというつもりで、家族には、こんなのは来るだけでどうせ外れるから大丈夫とか言っていたんです。当日に来ましたら、私の番号が呼ばれまして、私もやったという感じで、これは一つの大きなチャンスだと思いまして、ぜひ行きたいということで参加させていただきまして、自分にとって非常によかったと思っております。

司会者：どうもありがとうございました。では、5番の方、お願いいたします。

裁判員経験者5：私も時間の調整は問題なかったんですけども、お仕事をされている方は大変だろうなと思います。選任手続に来たときの気持ちは、一応行くには行くけど、自分自身が見ていない現場のことで判決を出したりすることは難しいから、当たらないほうが良いなと思っていました。

司会者：ありがとうございます。選ばれたときのお話はまた後ほど、ゆっくりお聞きしたいと思います。

実際の選任手続には選ばれる人より少し多めの人数に集まってもらっていますが、その辺りについて飯島裁判官から御説明いただけますか。

飯島裁判官：裁判員制度は国民の方の中から無作為で公平な抽選で選ぶという制度なんですけれども、裁判所からおいでくださいという書面をお送りしたときに、どれくらいの方が実際においでいただけるかというのはなかなか予想がつかないところがありまして、お声がけした方の中から、最初に書面をお送りして、その段階で辞退をお申し出される方もいらっしゃいますし、当日辞退をお申し出される方もいらっしゃいます。そういう状況ですので、最低限必要な8名においでいただければ足りるという話にはならないんです。ある程度多めの方に声をおかけして、おいでいただけた方の中で、当日も辞退の申出をされなかった方の中から抽選ということになります。結果として帰っていただく方も出てくるんですけども、恐らく当日来ていただいた方の中で、辞退されなか

った方の中ではかなりの確率で当選するようになっていて、無駄に来られた方はあまりいらっしゃらないというのが最近の状況だと思います。

司会者：そうですね。当日選ばれない方も出てしまうんですけども、そういう方たちにも来ていただいていることで、予定どおり裁判が始められる形になっております。

次は、選任された日から裁判を迎えるまでのスケジュール的な問題なども含めて感想があればお伺いしようと思います。今回来ていただいている5名の方々は、選任された日に裁判は始まっていないことは資料から確認させていただきました。逆に言うと、裁判員に選ばれてから、どのような事件がどういうふうになるかですとか、被告人がどのような顔をしているかとかは分からないまま、一度裁判所からお帰りいただくことになって、実際に裁判が始まるまで少し時間があつたと思います。そこで困ったことなどがあれば教えていただきたいですし、その間の日にちがどれくらいあるのがいいと思うかですとか、そういう感想があればお聞きしたいと思います。

まず、1番の方は、金曜日に選任手続があつて、月曜日から裁判だったと思いますが、その辺りの感想をお伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

裁判員経験者1：おっしゃるとおり、金曜日に選任手続を終えまして、月曜日から裁判が始まりました。その間というのは、私からすると全く踏み込んだことのない世界でしたので、守秘義務というものがどの程度しゃべってはいけないものなのかとか、そちらのほうに頭が行ってしまっていて、実際の裁判よりも間の期間のほうが緊張していました。ですので、裁判員に選んでいただいたこともあまり人にしゃべらずにいたというのが正直なところです。逆に早く裁判が始まってほしかったです。

司会者：分かりました。どうもありがとうございました。では、続いて2番の方にお伺いします。2番の方の事件も金曜日に選任手続があつて、月曜日から裁判

が始まっています。

裁判員経験者 2：私の場合はあまり悩むこともなく、とりあえず自分の体調管理が大事だと思っていまして、風邪を引かないようにですとか、そちらのほうに重きを置いていました。

司会者：分かりました。ありがとうございます。次は3番の方にお伺いしますが、3番の方は月の半ばに選任手続があつて、実際に裁判が始まったのが月の終わりぐらいでした。その辺りはいかがでしたか。

裁判員経験者 3：選任されてから実際に裁判が始まるまでに10日以上期間が空いていましたので、むしろ今1番さんや2番さんのお話を聞いて、そんなにすぐに始まる場合もあるのかというのを感じたところです。何日か連続で休みをとらなければならないというところで、私は10日以上期間が空いていることで職場にも説明しやすかったですし、来週何日空けるといふのと再来週に何日空けるといふのでは、やっぱり職場で理解してもらえるかどうか全然違ってくると思うので、私の場合は期間が空いていたのはすごくよかったですと思います。その間、大分空いてしまったので、一度ちょっと気持ち的には離れて、裁判が近づいてきたら、いただいた資料を読み直してみたりという形でした。

司会者：3番の方の場合はちょうどよかったという感じだったんですかね。ありがとうございます。続いて、4番の方にお聞きしますが、4番の方は、選任手続が金曜日で週明けの火曜日から裁判が始まっております。

裁判員経験者 4：私は大体せっかちなほうということで、早くやってほしいと思っていました。

司会者：それは、選ばれた日からでもやりたいというぐらいのお気持ちでしょうか。

裁判員経験者 4：はい。その日からでも結構だと思います。

司会者：ありがとうございます。次は5番の方をお願いしたいと思います。5番の方は、選ばれた日の次の日から裁判が始まっております。

裁判員経験者 5：日程的に、決まってすぐだったので気持ちは楽でした。

司会者：間を置かないほうが気持ちとしては楽だったという感じでしょうか。

裁判員経験者 5：はい。

司会者：ありがとうございます。ただいまお伺いした御感想を受けて何か御質問はありますか。

川上弁護士：今のお話をお伺いして仮定の質問になってしまうんですけども、私が経験した裁判員裁判だと、午前中に選任手続があつて、その後にもうその日の午後から手続をスタートするというケースもあるんです。もしそうだったらちょっと大変だったかなとかいう御意見とか、イメージですけども、その日の午後からもし裁判が始まったとしたらどうだったかということについてお聞かせ願えたらと思います。

司会者：では、この問題は2番の方からお願いしましょうか。

裁判員経験者 2：案内の中にそういうこともあり得ると書いてありましたので、覚悟はしていました。ただ、どのように動くかというのは全然分からなかったので、そうなったらなったで仕方がないなという感じでした。

司会者：2番の方の場合は、困ることはあまりないということでしょうか。

裁判員経験者 2：ないです。

司会者：では、続いて3番の方、お願いいたします。

裁判員経験者 3：当日というと、私はイメージがわかりませんね。選ばれたところで一旦落ち着いてから臨むほうが、個人的な気持ちとしてはしっかりと向き合やすいのかなと思います。ただ、選ばれたら、仮にその当日に裁判があつたとしても、すぐに気持ちを切り替えてということで、私はむしろ前向きにこの裁判員裁判というものに参加したいという気持ちだったので、もし仮にそうだったとしても、前向きに切り替えることができたのではないかと思います。

司会者：仕事の調整についても、できるという感じなんでしょうか。

裁判員経験者 3：はい。当日は空けていましたので。

司会者：では、4番の方、お願いいたします。

裁判員経験者 4：私は昼からすぐに始めると言われても、専門家ではございませんので、プロの裁判官の方とか検事さんとか弁護士さんの方とは全然違うポジションにおりますので、それはもともと仕方がないというか、当たり前だという考え方で、いろいろ説明されたり自分が率直に考えたことをベースにやっていけばいいと考えておりましたので、困るという認識はありませんでした。

司会者：ありがとうございます。5番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 5：初めからそういうことがあると聞いていたら、もう覚悟をしているので問題ないと思います。

司会者：ありがとうございます。では、1番の方、お願いいたします。

裁判員経験者 1：私も当日は一日お休みをいただいていたので全然大丈夫だったんですけれども、仕事の状況によって、例えば午前だけお休みにして午後から仕事に出るといった方もいらっしゃるかと思うので、そこは難しいところかと思えます。やはり2番さん、5番さんがおっしゃっていたように、通知にその当日もあり得るといった記載がありましたので、大体の人はそのまますぐに裁判に行けるのではないかなと思います。私個人的には、そのまますぐにできるのであれば、すぐにしてしまいたいと思っておりました。

司会者：ありがとうございました。ここまでが選任の手續に関する質問でした。ここからは審理の理解しやすさについて御感想を伺っていきたくと思います。これは実際の裁判での分かりやすさに関する御感想を少しずつお聞きしようかと思っております。まずは冒頭陳述ということが何か工夫の余地があるのかという点についてお伺いしたいと思います。こちらはいつも課題になっていまして、実際の裁判を行う日の一番最初に検察官と弁護士が、私たちはこの事件をこのように見ているということを主張します。この説明自体は証拠ではないんですけれども、どのようなところが問題になる事件か、どういう事件として見てほしいかということが分かるようにいろいろ工夫しているのですが、そういうところが分かりましたか。あるいは、何か工夫してほしいことはありますか。

そういう話を少しお聞きしたいと思います。2番の方からお願いいたします。

裁判員経験者2：いきなり緊張感がぴんと張り詰めた空気の中で淡々と始まったので、最初のうちは何も分からずに聞いていたような気がして、感想というか、疑問自体がわからなかったです。

司会者：資料を配ったりした上でいろいろ話をしているような感じですね。

裁判員経験者2：はい、それでも、緊張感のほうが勝ってました。

司会者：分かりました。どうもありがとうございました。ちなみに2番の方の事件は、犯罪事実はそんなに争いがなく、刑を決めることが問題になった強盗致傷事件でしたが、そういう事件だということや、これからこのように進んでいくというのは分かりましたか。

裁判員経験者2：はい。

司会者：分かりました。ありがとうございました。では、3番の方、お願いいたします。

裁判員経験者3：冒頭陳述でまず初めに感じたのが、私たち裁判員のために検察の方も弁護士の方もすごく分かりやすい資料を作ってくれているといたしますか、工夫してくれているということを感じました。それは事件の経緯、流れなんか分かりやすく、手元の資料を見ればそれが分かるようになっていてというところで、私はこういった資料を作ってもらえたので、争点はすっきりと分かりました。ただ、そこから突っ込んで検察の方の説明を受けたり、あと、弁護士の方の説明を受けたりすると、どちらも正しく聞こえて、どちらももっともだと感じることもあったので、そのところはやはり、検察官の方と弁護士の方でそれぞれ考え方が違うんだなというのが初めに感じた印象でした。

司会者：逆に言うと、どちらの言い分も理解ができて準備できたという感じでしょうか。

裁判員経験者3：どちらの話を受けても、最後に聞いたほうが正しいというふうに感じていました。

司会者：ありがとうございます。何か工夫してほしい点などはありましたか。

裁判員経験者 3：私はいただいた資料で大体その事件の流れなどがよく分かったので、それは続けてもらえたらと思います。

司会者：3番の方の事件は、犯罪事実自体には争いがなく、経緯に多少争いのある殺人事件でしたね。

裁判員経験者 3：そうですね。どのタイミングで事件を起こすことになったのかとか、そういったところが主な争点になったと思うんですけども、そこでの食い違いというところでちょっと悩んだところではあります。

司会者：そこが問題になること自体は最初にお分りいただけたということでしょうか。

裁判員経験者 3：はい。ここが争点で、ここに対してこれから審理して、事実とかを確認して、量刑を決めるんだというイメージは持っていました。

司会者：分かりました。ありがとうございます。では、4番の方、お願いいたします。

裁判員経験者 4：私が担当した事件は強盗傷害で、複数の人間が携わっていたのですが、被告人が罪を認めていましたので、冒頭陳述は、その段階ではよく分かると思いましたが、後で量刑を考える段階では、両者の言い分といいですか、言ってることが証人も含めて違いますので、悩んだことはあります。冒頭陳述自体は、よく分かって非常に結構な説明と資料だったと思います。

司会者：分かりました。どうもありがとうございます。では、5番の方、お願いいたします。

裁判員経験者 5：いろいろと説明されて、こんな事件があったんだなというのは分かりましたけれども、どのようなところに問題があるかということは、結局本人はやっていないということだったので、それに関する書類がその場であったら最初から不要な時間は過ごさなくてよいのではと思いました。

司会者：最初の説明というのは証拠ではないので、なるべく主張だけを分かっている

ただこうとしているのですが、早く証拠を見たかったという気持ちでしょうか。

裁判員経験者 5：そうですね。自分で焦ってしまった感じといますか、まず聞くだけでその日は過ごせばよかったんですけども、これだけでは判断材料にならないと思いました。

司会者：逆に言うと、関心が高まったという感じでしょうか。

裁判員経験者 5：はい。

司会者：5番の方が担当された事件は、放火事件で、放火か失火かという点や、自分で燃えないように中止したかという点が問題となった事案でしたが、その辺りはお分かりになって、早く証拠が見たいといったお気持ちになったということでしょうか。

裁判員経験者 5：そうですね。

司会者：ありがとうございます。では、1番の方、お願いいたします。

裁判員経験者 1：資料は検察官の方がすごく丁寧に作ってくださっていたので、事件の詳細は分からなくても、それを見るだけでどういうところを争点にしているのかが分かって、ものすごくありがたかったです。ただ、私が担当した事件の場合、被告人が黙秘なさっていて、弁護士の方も積極的に争うというものではなかったもので、どちらかという資料を読めばある程度分かって、どこに争点を置くかというところも資料だけですぐ分かったので、すごく助かりました。

司会者：ありがとうございました。

この辺りはいつも資料を作っている方から御感想か質問をしていただくべきですかね。検察官と弁護士から何かありますでしょうか。

飯田検察官：検察官の飯田でございます。忌憚のない御意見をお伺いしたいと思います。事案によってばらばらではあるんですけども、特に自白事件の場合、どちらかというあまり最初の段階、冒頭陳述の段階で、本当はあれもこれもそれも言いたいところ、そこを我慢しながら言わないようにしようという気持

ちでいるんです。なので、それがどうだったかというのと、率直に言いますと、今回皆さんが見られた冒頭陳述が長かった、ちょっと細か過ぎたと思われるのか、それとも短かった、足りなくて分からなかったのか、それともちょうどいいぐらいだったのか、その辺りについて率直な御意見を伺えたらと思っております。

司会者：では、2番の方からお願いいたします。

裁判員経験者2：偉そうなことは言えないんですけども、ちょっと長いかなという感じはしました。比べるものがないから、どれが短くてどれが長いかというのは分からないです。自分の物差しで測ると長いかなと感じました。

司会者：2番の方の冒頭陳述は、片方の当事者が大体20分前後ぐらいだったでしょうか。

裁判員経験者2：そうですね。

司会者：ありがとうございます。3番の方はいかがでしたか。

裁判員経験者3：私はちょうどよかったと思います。振り返ってみますと、30分ぐらいだったんですけども、このくらいがちょうどいいのかなと思います。短過ぎても長過ぎてもよくない。短過ぎるよりはもう少し長くてもいいのではないかと思うぐらいで、そこできっちり説明してくれたら今後の裁判の流れというものも分かると思うので、ある程度、冒頭陳述の説明と資料を見れば、大体事件の流れは分かりやすかったです。

司会者：30分というのは、片方の当事者が15分ぐらいということでしょうか。

裁判員経験者3：そうです。15分、15分で分かれています。

司会者：ありがとうございます。4番の方は長さ的にはいかがでしたか。

裁判員経験者4：初めてのことでですので、緊張というか、おっしゃることを漏らさず聞き取っておかないといけないということで、資料もさることながら、自分でメモをとっていましたので、時間とかそういう問題よりも、自分が全部聞き取れたかどうかという心配がありまして、時間的なことは全然気にならなかつ

たです。話されていることを真剣に聞いていたということで、本当に真剣にや
ったと思っています。

司会者：ありがとうございました。では、次は5番の方、お願いいたします。

裁判員経験者5：内容と十分な時間があつたと思いました。

司会者：ちょうどいいぐらいという感じでしょうか。

裁判員経験者5：はい。

司会者：1番の方はいかがですか。

裁判員経験者1：私も長さ的にはちょうどいい時間だと思いました。あまり長過ぎ
ても話が入ってこないですし、短過ぎると足りないところが出てくるかと思
いますので、ちょうどいい時間だったと思います。

飯田検察官：ありがとうございます。今後の参考にさせていただきたいと思
います。
事案によっては、複雑な事案だと、少し細かくなっても説明しなければいけ
ないという気もします。逆に、そんなに複雑でなかったら、さらっといって、今
後どんなものが出てくるんだろうと、映画の予告編みたいな、わくわくするよ
うな冒頭陳述を目指していきたいと思っておりますので、今日の意見を参考に
して、またやっていきたいと思っております。

川上弁護士：私からお伺いしたいのは、配付資料をそれぞれ検察官も弁護人も出し
ているかと思うんですけれども、これを冒頭陳述が終わった後に参照される機
会がどのくらいあつたのかという点をお聞きしたいと思えます。というのは、
問題意識としては、その場でのプレゼンというか説明で分かりやすいというこ
とを資料の作成目的に置くか、後で見てもらっても思い出してもらいやすいと
いうことに置くかということを考えておりまして、その点を教えていただきたい
のと、その観点で、2番さんと5番さんの場合、検察官がビジュアル的に分
かりやすい図みみたいなものを使っているかと思うんですが、弁護人は文章で配
付資料を作っていると思うんです。この辺りの違いがもし感想としておありで
したら教えていただけたらと思えます。

裁判員経験者 2：評議室に戻ってから、しっかり記憶していた人たちがああだこうだと言ってくれて、私も、ああ、そうか、そうかと、こっち側も言いながらだったんですけども、絵というか図になっているほうが分かりやすいと思いました。淡々と書かれているよりも、すぐ探せるといいますか、時系列が分かりやすい。

司会者：そうすると、何回も見られたという感じではないのですか。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：ありがとうございます。3番の方はいかがですか。

裁判員経験者 3：お配りいただいた資料は、検察官の方が非常に図であったり、年表といいますか、いつなんどき事件が起こってそこからの流れというのが書いてあるもの、一方で弁護士さんのほうはパワーポイントの資料をいただいていたんですけども、どちらかといえますと、パワーポイントのものよりも、1枚もののA3サイズの資料のほうが見やすかったと思います。あと、適度に余白があったので、説明は常にメモをしながら聞いていましたので、メモをとれるくらいの適度の余白があったのもいいかなと思います。

司会者：こちらは結構何回も見られたのでしょうか。

裁判員経験者 3：見直しました。特に検察の方の資料は、自分の事件の整理、流れがあのとときどうだったかということをはっきりするために、よく見直しました。

司会者：ありがとうございます。では、4番の方、お願いいたします。

裁判員経験者 4：御説明の後、部屋へ帰っていろいろ話合いをしているわけなんですけれども、資料を外へ出せないんですよね。家へ持って帰れないんです。だから、あの場でやらないといけないという制限がありますので、その範囲内になります。そういうこともあって、率直なことを言いますと、持って帰ってみんなに勉強させたほうがいいと思うんですけども、時間中は、非常に真剣に、学校時代に比べたら随分みんな一生懸命やったという気がします。

司会者：そういう意味では、後で結構資料を御覧になったということですね。

裁判員経験者 4 : そうですね。

司会者 : 図と文章では、どちらがいいというのはありますか。

裁判員経験者 4 : 私は文章のほうがいいと思います。

司会者 : ありがとうございます。5 番の方、お願いいたします。

裁判員経験者 5 : 私は状況証拠をみんなで議論するときには図形と写真がすごく役立ちましたので、文章で書いてるだけでは分からなかったと思います。

司会者 : 最初に冒頭陳述メモというものが配られたと思うのですが、こちらは後で何回か見ましたか。

裁判員経験者 5 : それとはまた違うものを見て、本当にやったかやらないか、どういうふうにしたのかといった話をしました。

司会者 : 分かりました。違う証拠などを見ながら議論したということですね。

裁判員経験者 5 : はい。

司会者 : ありがとうございます。1 番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者 1 : 私は資料をよく見させていただきました。というのも、弁護士、検察官の言いたいことがまとめられているので、何回も見直させていただきました。事件にもよると思うんですけども、やはり図や絵よりは文章のほうが言いたいこともまとめやすいかと思いますので、私も文章のほうがよいかと思います。

司会者 : いろいろな御感想が飛び交っていますが、川上弁護士、いかがですか。

川上弁護士 : いろんな御意見があって、どれがいいのかなというのが悩ましくなってきましたが、非常に参考になりました。ありがとうございます。

司会者 : 飯島裁判官から、資料の持ち帰りの件で説明されますか。

飯島裁判官 : 基本的に裁判員の皆様には日常生活を犠牲にしておいでいただいておりますので、裁判所にいるときだけ専念していただければいいのかなと考えております。また、その事件の資料を外に持ち出すとなると、やはり気を使わなければいけないですし、万が一なくしたときに大変なことになるので、そ

ういうこともあって持ち帰りはしないで、裁判所にいるときだけ集中していただければいいと、当事者が配る資料についてもその場で見て分かるようなものを作りましょうと、そういう作りになっていますので、御理解いただければと思います。

司会者：そうですね。基本的には宿題なしでやろうというのが基本的な姿勢でして、落としたりとられたりというときに、お互いにつらくなつてはいけないので、裁判所に置いて帰ってもらおうと、そういうやり方でやっておりますので御理解いただければと思います。

次は、冒頭陳述で事件の説明が終わった後、証拠調べに入ります。証人から話を聞いている事件がありますが、それより少し前に証拠書類を見たりしていると思います。この証拠書類を読んだり見せたりする手続を法廷でやっていると思いますが、検察官や弁護士は、法廷で証拠の内容を分かってほしいと思って準備しています。これについて、法廷で聞いたり見たりして理解できたか、あるいは、もうちょっと工夫してほしいことがあるかといった御質問をしていきたいと思います。2番の方からお願いできますか。

裁判員経験者2：図解にしてくれていてすごく分かりやすかったので、私はあれでよかったと思います。

司会者：3番の方はいかがですか。

裁判員経験者3：証拠がたくさんあったなと感じました。それは検察の方が、その事件を起こしたことであったり、強い殺意があったとかそういったことを説明されるための証拠だったと思うんですけども、それがかなりあって、当初はそれが何を意味するのかというのも全く分からず、後から説明を受けて、ああなるほどなど。検察官の方の説明を受けてもなるほどと思いますし、弁護士の方の説明を受けても、ああなるほどと思いますし、なかなかそこは個人的には難しく、ほかの裁判員の方といろいろと雑談をしながら、あれはどうだったんだろうなという話をして、何とか入ったんですけども、それぞれ双方の

説明だけではなかなか理解しづらかったです。

司会者：証拠の中身は分かるけれども、答えをどう考えるかみたいところで難しかったということでしょうか。

裁判員経験者 3：証拠品があって、それをどう解釈するかによって、本人の殺意がどのタイミングで発生したのかというところが結構争点で争いになっていたので、そこはかなり難しかったです。

司会者：4番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 4：私どものときは被告人と同じといたしますか、犯罪の仲間が証人に立ってきていて、その人は既にもう判決を受けていると。それが証人になってきていたということや、被告人の非常に親しい方、面倒を見てこられた方が証人になっていたりということで、それぞれ立場で変わってくるというか、言うことが違っているということはよく分かるんですね。だから聞いているほうは、どちらが本当かなというふうになりますんで、その辺りがなかなか判断がつきにくいと思いました。

司会者：言っている内容自体はよく分かるけど、判断が難しかったということでしょうか。

裁判員経験者 4：そういうことですね。

司会者：争点を判断しなければならない事件はそういうところがあるかもしれませんね。その前に証拠書類を読んだりといった手続もあったと思うんですけど、その辺りは特に難しい書類はなかったという感じでしょうか。

裁判員経験者 4：特に難しいと感じたことは、あまりなかったです。

司会者：ありがとうございました。5番の方は、証拠の内容、書類の内容について理解できましたでしょうか。

裁判員経験者 5：理解できました。

司会者：分かりやすくできていたという感じですか。

裁判員経験者 5：はい。

司会者：1番の方はいかがですか。

裁判員経験者1：私の場合、証拠があまりなかったというのもありましたので、問題なく理解できたと思います。ただ、3番さんがおっしゃったように証拠が数多くあった場合になると、私が担当したときのスピードであれば、ちょっと理解がいくまで難しいかなと思うんで、長ければ少し間を空けていただければ、それだけまた理解がしやすくなるのではないかなと思います。

司会者：一通り証拠書類に関する御感想をいただきましたが、検察官から何か御質問はありますか。

飯田検察官：それぞれの事件、それぞれの証拠が全く違うので、一般的な質問になって恐縮なんですけれども、本当は警察、捜査機関で捜査した証拠はもっとたくさんあるんです。裁判員の皆さんに見ていただいているのは、その中からエッセンスを取り出して見ていただくという発想で証拠を見ていただいたと思います。そこで、裁判員経験者の皆さんから考えて、ちょうどよかったというぐらいか、証拠がちょっと多過ぎた、細かい証拠があって、あんまり要らない証拠もあった、多過ぎたと思ったか、あるいは少な過ぎた、もうちょっと見たかったと思われたか、その辺りはどうでしょうか。

司会者：2番の方はいかがですか。

裁判員経験者2：残忍というかそういうことはなかったもので、私は証拠品もあまりなくてよかったと思います。そんなに難しくはなかったです。

司会者：3番の方はいかがですか。

裁判員経験者3：大きな事件だったかと思いますが、それだけ証拠が多かったのは仕方がないと思いますが、裁判員としてどう判断すればいいのかといたら、正直難しかったところはあります。仕方がないとはいえ、やはり多かったという印象です。

司会者：少ないほうが判断しやすかったということでもないんですかね。

裁判員経験者3：少なければ逆に、それはそれで足りないと思ってしまおうんでしょ

うけれども、そこはなかなか難しいところだと思います。

司会者：ありがとうございました。4番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者4：証拠はそんなにたくさんあるわけではございませんでしたので、証拠そのものは十分だと思いました。

司会者：ありがとうございます。5番の方はいかがですか。

裁判員経験者5：故意か過失かいうことを議論する中で、やっぱりいろいろと証拠が必要だとは感じました。

司会者：証拠としては、ちょうどよかったという感じですか。

裁判員経験者5：はい。

司会者：1番の方はいかがですか。

裁判員経験者1：そんなに証拠が多かったわけではなかったので、私的には問題ありませんでした。やはり少な過ぎるよりは多少あったほうがいいのかないところを感じます。

司会者：ありがとうございました。

それでは、ここでちょっと休憩をとりたいと思います。

(休憩)

司会者：それでは再開いたします。ここからは、証拠書類ではなくて証人尋問や被告人質問の分かりやすさについて、お伺いしていきたいと思います。質問としては、証人尋問や被告人質問は分かりやすかったですか、工夫してほしい点や疑問に思った点はありますか、補充尋問するかどうか悩みませんでしたかと、こんな内容になります。では、3番の方からお伺いしようと思いますので、よろしく願いいたします。

裁判員経験者3：証人尋問、被告人質問とありますけれども、基本的には分かりやすかったと思います。私が担当していた事件が、証人の証言によって左右され

るようなものではなかったので、直接量刑に結び付くものではないのかなと思
いながら聞いていました。ただ、被告人への質問はもっと突っ込んでもいいの
になと思ったこともあります。それから、やっぱりいろんな人の話を聞いてい
て感じたのは、例えば証人であっても被害者遺族であっても当事者なわけです
し、そういった方のいろんな見方や意見などを聞けたというのは、やっぱり裁
判員として裁判に立ち会う上でそういった点は欠かせないのかなと思いました。

司会者：そうすると、分かりやすかったし、いろんな人の話を直接聞いてよかった
という感じですかね。

裁判員経験者 3：量刑で悩むこととは関係なく、やっぱり事件が起こってこうい
った結果になっているということが、社会的にやってはいけないことだと再確認
できたと思いました。

司会者：補充尋問をするかどうかは悩みませんでしたか。

裁判員経験者 3：直接裁判員から被告人に質問する機会もありましたので、そこで
質問をして、自分自身の疑問点は解消しました。

司会者：御自分で質問されたんですね。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：分かりました。ありがとうございました。では、4番の方はいかがでしょ
うか。

裁判員経験者 4：今回の件は、殴られた人間と殴った人間がいるだけで、起こった
現象を見ている者が少ないんです。殴られたほうが殴られたと言ったら殴られ
たことになるのか、殴ったほうが殴っていないと言えど殴っていないことにな
るのか。そういう問題が多いんです。だから、お金がいくらなくなって、現実
に今現在これだけ保管されているというような場合ははっきりしているから間
違いないんですけれども。私の担当した事件の場合は証人がいろいろ言ってい
ますけれども、全部重ね合わせるとつじつまが合わない。言っていることが仲
間うちでも分かれてしまうんですよ。そういうことで、証人尋問とか被告人質

問というのは本当に難しい問題だなと思ったというのが率直な考えです。

司会者：ありがとうございました。そうすると、聞き方の問題というよりは、事件で出てくる登場人物にいろんな人がいて難しかったという感じでしょうか。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：ありがとうございました。5番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 5：裁判官の方は諭すように優しく被告人に対して話しておられました。私たちも疑問があったり、直接お聞きになりたい方はどうぞと言われて、きちんと質問された方もおられました。

司会者：聞きたいことは聞いて、特に問題なく進んだということですね。では、1番の方、お願いいたします。

裁判員経験者 1：私の場合、基本的に気になるところは、検察官がしっかり聞いてくださったので、私自身が特に補充的に質問するようなことはなかったです。ただ、もう少し突っ込んでもいいところはあったのかなと思います。

司会者：ありがとうございました。では、2番の方、お願いいたします。

裁判員経験者 2：御家族が証人に来られていて、生活状況とかを聞いていたら感情移入してしまって悲しくなることがあったんですけども、質問内容はすごく理解できたし分かりやすかったです。裁判官が、質問があればしていいですよと言われたんですけども、やっぱり真正面に被告人がいると、ちょっと自分から声を上げるということはできなかったです。

司会者：聞きたかったのにというところはありましたか。

裁判員経験者 2：それは裁判官が代弁しますとおっしゃってくださったので、不自由はありませんでした。聞いてみたいという気持ちはあったんですけども、二の足を踏みました。

司会者：ありがとうございました。どなたか補充の質問や感想はございますか。

川上弁護士：今回の各事件について具体的にどのような質問がされてどのように答えられたかという資料は手元にないので、方法論としてこういうのは分かりや

すいですかということでお伺いしたいんですけれども、被告人質問を弁護人から聞いて説明していってもらいがある程度長いときに、こういうことを聞きますという小さな項目ですね、事件までのこととか、事件のこととか、その後のこととか、被害弁償のこととかいう項目立てを書いたメモを事前に配ったりするやり方をするということもあるんですけれども、こういう方法というのは分かりやすさにつながると思われますでしょうか。

裁判員経験者 2：そう思います。

司会者：項目立てたメモがあれば、あらかじめ進行も分かるという感じですかね。

3番の方はいかがですか。

裁判員経験者 3：そういったメモを作っていたらいいのであれば、自分で書き込んだりできるスペースがあって、それを最終、自分なりに作ったものとほかの人の意見をまたさらに書き込んだりということをしたいので、そういう形で工夫していただければと思います。

司会者：4番の方はいかがですか。

裁判員経験者 4：同じような意見なんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、私自身、言っていることをメモ書きしているんです。ですから、今おっしゃったように、事前にそういうしゃべられることを項目だけでよいので書いていただくと、私が書いていくものも秩序立ててやっていけますので非常に結構だと思います。

司会者：5番の方はいかがですか。

裁判員経験者 5：そうしていただくと分かりやすく助かります。

司会者：1番の方はいかがですか。

裁判員経験者 1：同じく、そういう形で作っていただいたほうが前もってどういう質問をされるかが分かりますので、ありがたいと思います。

川上弁護士：やっぱり皆さんメモをとられるんですね。その場で聞いて理解しようというメモはとらないという方はなかなかいらっしやらないんですかね。あ

りがとうございます。

司会者：ほかの方はいかがですか。

飯島裁判官：検察官や弁護人が質問した後に、裁判官、裁判員でどのような質問を
しましようといった打合せは皆様されていたということでもよろしいんでしょう
か。御自身が質問したいというときはしていただいて、自分ではしにくい場
合には裁判官が代わりに質問したりと、そういうことでもよろしいんでしょうか。
(裁判員経験者一同頷く。)

司会者：ありがとうございました。それでは、次の質問に移っていきます。審理の
際に、1日というものすごく長い時間裁判をやっているのではないかという
ことで、裁判に来られたことがない人からすればいろいろ心配になったりする
ことがあるかと思えます。ただ、多分皆様の場合も、実際にはある程度の時間
で休憩をとっていらっしゃったのではないかなと思えます。スケジュールを見
てもどの事件も大体1時間前後で休憩をとっていることが多いのではないかと
思いますが、その回数や時間で何か御感想があれば教えていただきたい
と思えます。こちらも3番の方からお願いできますでしょうか。

裁判員経験者3：私が担当した事件でもおよそ1時間以内に1回は休憩をとるよう
になっていまして、初めスケジュールを見たとき、休憩がこんなにあるのか、
多いなとは思ったんですけれども、実際に法廷に行って話を聞いて自分でメモ
をとってということをやっていると、結構集中してその場ではやるんですが、
恐らくこれ以上長かったら、その集中力が切れてしまっていたのかなと思うの
で、これだけ休憩を挟んでいただくことは大変ありがたかったと思えます。

司会者：ありがとうございます。4番の方はいかがですか。

裁判員経験者4：休憩時間を設けていただいたのは非常によかったと思えます。休
憩時間にも、今までのことや直近で説明があったいろんなことを続けてしゃべ
ることがほとんどでしたので、みんな、ああでもない、こうでもないという
ふうには話す時間が設けられましたので、非常に議論が進むといえますか、そう

いう点では非常によかったんじゃないかなと思います。ぜひ今のやり方でお願いしたいと思います。

司会者：5番の方はいかがですか。

裁判員経験者5：ちょうど時間的にも休憩時間は適当だったと思います。私たちの場合は、休憩時間は何もかもみんな忘れて、議論するときに議論するという感じでした。

司会者：ありがとうございます。1番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者1：私も3番さんと同じく、休憩がこんなにあるんだというのが最初の印象だったんですけれども、やっぱりあまり長過ぎると集中力がもたないということもありましたし、それ以上入ってこないことがあるかと思うので、時間的にはほどよいといいますか、ぴったりだったと思います。あと、休憩のときなんですけれども、裁判官と、それまでの審理の簡単な総まとめをしたのはすごく助かりました。

司会者：2番の方はいかがですか。

裁判員経験者2：最初に法廷に入る前に説明があって、お手洗いとか我慢せずに声をかけてくださいねと優しく言っていただきましたので安心しました。結局どなたも声かけはなかったので、時間どおり進みました。戻ってきてからも休憩というよりは、みんな話題がそれしかないからしゃべっていましたね。自分が忘れていることもみんなが言うってくれるから、結構休憩も大事だと思いましたし、楽しかったです。

司会者：ありがとうございます。

では、次の質問に移っていきますけれども、1日のスケジュールの長さについての御感想を確認させていただこうと思います。事件によっては午後5時近くまでやっている日もあるでしょうし、割と早めに帰れる日が多かった事件もあるかと思いますが、その辺りの長さについて、思ったより長くて大変だったですとか、ちょうどよかったですとか、御感想をいただければと思います。

では、4番の方、よろしいでしょうか。

裁判員経験者4：最後に評議で、事件の流れを整理して、それでこういう事実だということをはっきりさせて、この被告人の量刑をどうするかという流れでやっていくんですけども、そういうことをやっていく場合には、やっぱり連続してやりませんと、中だるみというか、途中で一旦休憩すると、ある意味では考えも変わってしまうところもあるかと思います。私は1日かけて1回で終わらせるほうがいいのではないかとも思いました。

司会者：そうすると、1日が長過ぎたという問題よりも、なるべく日にちを詰めてやりたかったということでしょうか。

裁判員経験者4：はい、そういうことです。できれば1日で結論を出してはっきりさせて。私の感覚では、できるだけ短いほうがいいと思います。

司会者：分かりました。ありがとうございました。5番の方、お願いいたします。

裁判員経験者5：スケジュールはこれでよかったと思います。私たちは早く議論が終わったので、終了したのが予定よりも1日半ほど早かったです。

司会者：それぞれの日もそんなに長くまではしなかったという感じですか。

裁判員経験者5：はい。

司会者：午後の4時や3時で帰れる日もありましたか。

裁判員経験者5：ありました。集中するときには集中して、休むときにはみんな忘れて休むという感じでした。

司会者：ありがとうございました。1番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者1：1日のスケジュールは長くても午後5時には終わっていただけでよかったと思います。長くもなく短くもなくよかったです。

司会者：2番の方はいかがですか。

裁判員経験者2：最初にスケジュールをもらっていますので、それで覚悟をして来ておりますし、早く帰る日もあり、負担には思っていませんでした。

司会者：ありがとうございました。3番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 3：私の場合、数日間連続で午前10時から始まり午後5時までには終わるといったスケジュールだったのですが、人の人生も左右するわけですし、やはり集中してきっちりすることが大事だと思います。短過ぎると、逆にもっと話合いたいなと思っていたのではないかなと思います。

司会者：ありがとうございます。スケジュールの長さなどについての御意見を伺いました。

では、次の質問に移りたいと思います。今回来ていただいた皆様それぞれのスケジュールは多少異なりまして、なるべく毎日やっている事件もあれば、ところどころ休みがあるというか、月曜日、火曜日とやって、水曜日は休みといった流れであった事件もあるかと思います。こういう日程について御希望があるですとか、裁判の途中で審理がない日があったことについて困ったことがあったですとか、そういう御経験があれば教えていただきたいと思います。こちらも4番の方からお聞きしましょうか。

裁判員経験者 4：私はやっぱり効率よくみんながお互いの意見を述べて、早く終われるようにしたほうがいいのではないかと思います。なるべく毎日やって、詰めて終わらせるのがいいと思います。

司会者：分かりました。ありがとうございます。5番の方はいかがですか。

裁判員経験者 5：日程的にはこれでよかったと思っております。

司会者：土日を含んだので、少し空いたぐらいですか。

裁判員経験者 5：私は土日だけアルバイトをしているので、ちょうどよかったです。

司会者：本当にちょうどよかったんですね。

裁判員経験者 5：はい。

司会者：ありがとうございます。1番の方はいかがですか。

裁判員経験者 1：私も日を空けられるよりは詰めて続けてやっていただいたほうが記憶も薄れないですし、期間中は寝る前とかお風呂とかでも裁判のことを考えたりもしますので、続けていただいたほうがいいのかなと思います。

司会者：2番の方はいかがですか。

裁判員経験者2：私は毎日来たのでそれでよかったと思います。どんどん忘れていきますので、空くよりも続けていただいたほうがいいと思います。

司会者：3番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者3：裁判に参加するのが何日かかるかにもよると思うんですけども、ほかの方と同意見です。やっぱり日常生活を挟んでしまうと、ちょっと記憶がうろ覚えになってしまったりしますし、仕事にも集中できないですし、やるならば一気に詰めて集中的にやりたいなと思います。

司会者：分かりました。ありがとうございました。御感想をお伺いしましたけれども、追加で何か御質問はございますか。

川上弁護士：それぞれ各日に全力で取り組んでいただいて大変お疲れだったとは思いますが、特にこの手続がすごく神経を使ったとかエネルギーを使ったという手続がもしあれば教えていただけたらと思います。例えば、証人の話を聞くところとか、書面の朗読を聞くところとか、あとは最初の冒頭陳述とか、あるいは弁論とか論告とかですね。それぞれの審理計画案を見ていただいて、ここだったかなというふうに教えていただけたらと思います。

司会者：この日が大変だったみたいな日があるかというお話ですね。5番の方からお聞きしてみましょう。この日が大変だったというような日がありましたか。

裁判員経験者5：皆さんで話をして一番時間がかかったのが刑期の長さを議論するときでした。

司会者：評議の日が大変だったということでしょうか。

裁判員経験者5：そうですね。

司会者：ありがとうございます。1番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者1：初日は緊張もあったので、一番疲れたのは初日だったと思います。ただ、やっぱり一番神経を使ったというのは、5番さんがおっしゃるとおり、評議のときに刑期ですとか情状酌量があるのかどうかとかそういう話合いをし

ていたときが一番神経を使ったと思います。

司会者：ありがとうございます。続いて、2番の方、お願いいたします。

裁判員経験者2：同じくですね。やっぱり一番最後が気持ちが揺らぎました。

司会者：ありがとうございます。3番の方はいかがですか。

裁判員経験者3：私は裁判所に来た日の内訳の半分が法廷で、残りが評議だったんですけども、ちょっと長かったかなという思いはあります。

司会者：評議が一番疲れた感じですか。

裁判員経験者3：はい。評議は疲れました。話を聞いているだけではなく、しっかりと自分の意見を言わないといけないと思うと、そうですね。

司会者：分かりました。ありがとうございます。4番の方、お願いいたします。

裁判員経験者4：皆さんがおっしゃっているのと同じように、最後の評議で判決を決めるところに大分エネルギーを使ったと思います。

司会者：ありがとうございました。

スケジュールの問題、選任手続の問題、理解しやすさの問題、いろいろ皆様に具体的に御意見をいただいて、今日は大変参考になったと思います。最後に裁判員裁判を終えての御感想を少しお話しただければと思います。こちら5番の方からお願いできますか。

裁判員経験者5：最初は、はっきり言って私はしたくないなあ、現場を見ているわけでもないのにそんなことできないなあと思ったんですけども、結局やってみたらやっぱりよかったなと思っていて、今では感謝しております。

司会者：ありがとうございます。どの辺りがよかったとかはありますか。

裁判員経験者5：どの辺りというより、一人の人生を判断するという事について、これまで真剣に考えたことがなかったので、裁判を通じて裁判長に教えていただいたような気がします。

司会者：ありがとうございました。では、1番の方、お願いいたします。

裁判員経験者1：やっぱりやってよかったなと思っています。今まで知らないところ

ろですとか、その人の人生を大きく左右してしまう内容ですので、自分の中でもしっかりとそのことに向き合わなければいけないですし、弁護士の方、検察官の方の情報を照らし合わせて、どこが一番相当なのかとか、そういうことを考える、今までそういうことを考える機会がなかったというのもありましたので、やっぱりいい経験だなと思います。あと、人によって刑期はこれぐらいだという考え方がいろいろあるかと思うんですけども、その中でメンバーが納得のできるようなところまで議論をする大変さというものも学んだ気がします。

司会者：ありがとうございます。続いて、2番の方、御感想をお願いいたします。

裁判員経験者2：候補の通知が来たときに、当たるかもしれないとは思っていたのですが、外れたとしても一般の人が立ち入れないところを見学させてくれるということだったので裁判所に足を運びました。裁判所というところについて、固いイメージを持っていたのですが見方が変わりました。人前で話すことも不慣れだし不安でしたが、ほかの裁判員の皆さんたちに助けられて、裁判官の方々も話しやすい空気を作ってくださいました。裁判所の敷居も大分低くなって、その後も傍聴に来たりしたこともあります。裁判員を経験したことで、裁判のニュースを見聞きしても真剣に耳を傾けるようになり、成長できたと思っています。周囲の人が選出されたら、ぜひ受けてほしいと勧めます。口下手でも大丈夫だと思います。ありがとうございます。

司会者：ありがとうございます。では、3番の方お願いいたします。

裁判員経験者3：私は選任通知が来てからも裁判員になることについて何ら抵抗なく、むしろ前向きに捉えていまして、実際に参加もさせていただいて、すごくいい経験になったなと思っています。特に裁判所に通う中で、我々裁判員に対して裁判所の方がいろんな負担を軽減してくれているとすごく感じました。心がちょっと裁判によって影響されたら、そういった窓口も設けられているというところもありますし。事務方の方が我々の法廷以外のところでのお世話をやってくれるものだと思っていたんですけども、一日中ずっと裁判官がついて

くれていたというのが特に印象的でした。なので、これからも裁判員制度が続く限り、こういった開かれた裁判所であってほしいですし、そうすれば裁判員になりたいと思う方も、こういった私たち経験者が口コミで広げていくことで、なりやすくなるのかなと思いました。

司会者：ありがとうございました。では、4番の方、お願いいたします。

裁判員経験者4：私も裁判員になって、非常にいい経験をさせていただいたと思っております。

司会者：どうもありがとうございました。本日予定していたテーマに関する質問自体はこれで終わりにさせていただこうと思います。時間の関係もありますが、もし守秘義務というところで何か悩んだとか困ったことがある方がいらっしゃれば、お話しいただければと思いますが、どなたかいらっしゃいますか。

裁判員経験者3：裁判員になる前はもっと制約があるものと思っていました。実際なってみて、言える範囲で言うというところで、自分で守秘義務があるからというところでストレスを感じることはありませんでした。

司会者：基本的に、公開の法廷で起こったこと自体は秘密ではないと御説明していると思います。評議の中身は言えませんが、ほかの人から何か聞かれても、法廷で起こったこと自体は答えられるという感じですかね。

では、私からの質問はこれで終わりなのですが、今日は記者の方がいらっしゃいますので、質問をされたいということがありましたらどうぞ。

記者：裁判員の皆さんにお伺いしたいんですけども、今日は裁判員としてどうすれば参加しやすくなるかといった点もテーマの一つかと思います。今年の5月に福岡地裁小倉支部で裁判員に対する声かけ事案が発生したことについて、どのように思われているかということをお伺いしたいと思います。この事案というのは、もう御存知かとは思いますが、殺人未遂罪に問われた暴力団組長の裁判員裁判の初公判後に、裁判員の方二人に対して地裁近くの路上で男二人が、「あんたら裁判員やろ、顔は覚えとるけんね、よろしくな。」というような声を

かけたというものです。警察は、声をかけたとされる元組員らを裁判員法違反容疑で逮捕していますが、声をかけられた裁判員の方は辞退されるといったことになっています。

質問は三つあるんですけども、まず一つ目は、裁判員をするに当たって、こうした報復について考えたことはございますかということ、二つ目は、自分が声をかけられたとしたら、裁判員を辞退をしますか、それとも、続けますかということ、その理由も教えていただければと思います。三つ目は、裁判所に対して今後どのようにしてほしいかといった要望があれば教えていただけたらと思います。

司会者：三つ質問がありましたけれども、1番の方からお伺いしたいと思います。いかがですか。

裁判員経験者1：まず、報復されるということについては、やはり怖いというのがありますね。ですので、裁判所の方に守ってもらわないと、同じような事件がまた発生してしまう、それこそ、そういうことがあるからもう参加したくないと思われる方のほうが増えてしまうかと思えます。だから、何とか二度と起こらないようにしていただきたいなと思えます。声をかけられたら続けるかどうかに関しましては、事情が事情だけに怖くて辞めてしまうかもしれませんが、気持ち的にはそう言われても続けたいと思っております。裁判所に望むことというのは、先ほども言いましたけれども、こういうことが起こらないように対応できるところというのを精査していただければと思います。

裁判員経験者2：報復はあつてはならないことだと思うんですけども、ないように望みます。もし声をかけられたとしても、私は絶対に続けたいと思えます。裁判所に要望ということは、何ができるというのは分かりませんが、予防策を練ってもらうことが一番だと思います。

裁判員経験者3：報復についてですが、今回話題になっている件については、ある程度予測が可能だったのではないかと思います。一般の方が裁判員に対して報

復するというこゝも想定はしておくべきなんだろうと思ひますけれども、そういった組織に入っている人だったらその予測がより可能ではないかと思ひますので、そこに対してのケアはしていただきたいです。そういった声かけを受けて辞退するかしないかという質問ですけれども、私個人は辞退しないで裁判員を続けたいと考えています。裁判所にどのようにしてもらいたいかといったことについては、ちょっと漠然として思ひますけれども、そういった個人が特定できない何らかの策を講じていただきたいなと思ひます。

裁判員経験者4：この件は、正直言って裁判所とかそういう問題ではなく、これだけ長く暴力団が継続して日本に存在していること自体の問題だと思ひます。報復をするようなことを裁判員になって言われたとしても、今の皆さんのお話を伺って思ひても、そんなことを言われても自分は裁判員をやるぞというお話が多かったと思ひますけれども、私自身も国民の一人として怖くたってやりたいと思ひます。だからお願いしたいのは、裁判所ではなくて、警察が暴力団を壊滅する約束というか方針をはっきりさせて、私どもが安心して裁判員になれるような世の中にぜひお願いしたいと思ひます。

裁判員経験者5：私も裁判員を辞めることはしません。ただ、家族がいる人たちが脅されたときにどうなるかなと思ひます。裁判員の負担を減らすためには、暴力団絡みのものは裁判所で受けていただいて、裁判員裁判にはしないでほしいということも感じました。

司会者：ありがとうございました。

これで本日予定していた協議事項は全て終わりました。長い時間どうもありがとうございました。最後に一言ずつ、今日の意見交換会に参加した裁判官、検察官、弁護士から御感想、御挨拶をいただければと思ひます。検察官からお願いいたしますでしょうか。

飯田検察官：本日は裁判員経験者の皆様、本当に長時間どうもありがとうございました。いろいろ御意見いただきまして、今後とも訴訟活動に役立てていきたい

と思います。ありがとうございました。

川上弁護士：本当にありがとうございました。弁護士会として来たんですけれども、私が聞きたいことばかり聞いてしまったので少し反省はしているんですが、これからの弁護活動に非常に有益なお話を聞けたと思っております。ありがとうございました。

飯島裁判官：本日も非常にいい感想を言っていただきまして、国民の皆様に御負担をかける制度ではあるんですけれども、やっていただいて、いい印象を持ってお帰りいただいているということは非常にありがたいことだと思っております。今後も本日いただいた御意見を参考にして、ますますよりよい制度にしていきたいと思っておりますので、引き続きご支援よろしく申し上げます。ありがとうございました。

司会者：本日は長い間どうもありがとうございました。裁判が終わってから少し時間が経っている方もいらっしゃる中、すごく御記憶に残っていますし、いろいろな御感想があって、そのお気持ちに触れることができ、これからますます頑張らなければいけないなと思えました。皆様が裁判員として経験されたことをいろいろ広めようと思っただけ持っている気持ちも含めて、ありがたいと思えました。実際に経験した人がこれから少しずつ増えていく構造になっておりますので、また周りにもいろいろな方が出てくると思っていますから、そういうときにお力添えいただければありがたいなと思います。

それでは、これで意見交換会を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

以 上